

動物用医療機器一般的名称一覧(令和7年2月10日現在)

・本名称一覧に記載の定義及び備考・製品例は、事例等を元に作成した参考の情報となります。今後、事例等を蓄積し、内容を更新する場合があります。

類別	一般的名称(218(内訳:高度管理6、管理46、一般166)(注1))	定義	備考・製品例	クラス分類	別表(注2)
手術台及び治療台	大動物用手術台及び治療台	大動物(牛、馬、豚(子豚を除く。))等)に使用する一般的な手術台及び治療台。		一般	3
	中・小動物用手術台及び治療台	一般的な手術台及び治療台のうち、「大動物用手術台及び治療台」に該当しないもの。		一般	3
	その他の手術台及び治療台	手術台及び治療台のうち「大動物用手術台及び治療台」及び「中・小動物用手術台及び治療台」以外のもの。		一般	3
医療用照明器	顕微鏡及び顕微鏡反射鏡	顕微鏡に装着し、目的部位の明度を向上させて診療に用いる器具。		一般	3
	診療用紫外線照明器	患者の体表等を発光させるための紫外線を発する機器。		一般	3
	診療用又は手術用照明器	一般的な診療、治療、手術の際に目的部位の明度を上げるための光を発する機器。		一般	3
	その他の医療用照明器	診療、治療、手術の際に目的部位の明度を上げるための光を発する機器のうち、「診療用又は手術用照明器」に該当しないもの。		一般	3
医療用消毒器	医療用消毒器	医療機器、医療設備等の消毒等を行う物質を発生させる装置。		一般	3
医療用殺菌水装置	医療用殺菌水装置	手術前の手洗いに使用するための水を製造する装置。		一般	3
麻酔器並びに麻酔用呼吸囊及びガス吸収かん	閉鎖循環式麻酔システム	患者の気道に麻酔ガスを輸送するシステムで、患者の呼気ガスを再利用して患者に戻す閉鎖型のもの。		高度	1
	麻酔器並びに麻酔用呼吸囊及びガス吸収かん	患者に麻酔ガスを輸送するシステムであって、「閉鎖循環式麻酔システム」以外のもの。		管理	2
呼吸補助器	呼吸補助器	患者の呼吸を補助する器具又は装置。		管理	2
内臓機能代用器	人工心臓弁	心臓弁を代替する人工の弁。		高度	1
	人工心臓装置	開心術時に機械的循環補助を行い、心臓をバイパスすることによって心臓の手術を補助する装置。		高度	1
	人工腎臓装置	血液透析を行うための装置。		高度	1
	ペースメーカー	体内に植え込むことで心臓の動きを補助する装置。		高度	1
保育器	閉鎖循環式保育器	温度、湿度、酸素濃度等を制御し、未成熟な動物を保育する閉鎖型の装置。		高度	1
	保育器	未成熟な動物を保育する装置であって、「閉鎖循環式保育器」以外のもの。		管理	2
医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	エックス線発生装置及びエックス線管装置	疾病の診断等に用いるエックス線を発生させる装置及びエックス線管。ただし、単体で診断等に用いるものを除く。		管理	2
	可搬型エックス線診断装置	エックス線撮影に用いる装置であって、可搬型のもの。		管理	2
	骨エックス線吸収測定装置	患者へエックス線を照射し、その透過度をコンピュータ処理して得られた骨密度を診療のために提供する装置。		管理	2
	大動物用エックス線CT装置	大動物(牛、馬、豚(子豚を除く。))等のCT検査に用いる据置型の装置。		管理	2
	大動物用エックス線診断装置	大動物(牛、馬、豚(子豚を除く。))等のエックス線撮影に用いる据置型の装置。		管理	2
	大動物用エックス線透視診断装置	大動物(牛、馬、豚(子豚を除く。))等のエックス線透視に用いる据置型の装置。		管理	2
	中・小動物用エックス線CT装置	大動物(牛、馬、豚(子豚を除く。))等以外の動物のCT検査に用いる据置型の装置。		管理	2
	中・小動物用エックス線診断装置	大動物(牛、馬、豚(子豚を除く。))等以外のエックス線撮影に用いる据置型の装置。		管理	2
	中・小動物用エックス線透視診断装置	大動物(牛、馬、豚(子豚を除く。))等以外の動物のエックス線透視に用いる据置型の装置。		管理	2
	汎用エックス線CT装置	CT検査に用いる据置型の装置であって、動物の大きさを限定しないもの。		管理	2
	汎用エックス線診断装置	エックス線撮影に用いる据置型の装置であって、動物の大きさを限定しないもの。		管理	2
	汎用エックス線透視診断装置	エックス線透視に用いる据置型の装置であって、動物の大きさを限定しないもの。		管理	2
	その他の診断用エックス線装置	エックス線撮影又は透視に用いる据置き型の装置であって、「骨エックス線吸収測定装置」、「大動物用エックス線CT装置」、「大動物用エックス線診断装置」、「大動物用エックス線透視診断装置」、「中・小動物用エックス線CT装置」、「中・小動物用エックス線診断装置」、「中・小動物用エックス線透視診断装置」、「汎用エックス線CT装置」、「汎用エックス線診断装置」及び「汎用エックス線透視診断装置」に該当しないもの。		管理	2
	撮影用品	エックス線撮影に用いるフィルム等の器具及び撮影のために患者を保定する器具。		一般	3
	主要構成ユニット	エックス線装置本体と組み合わせることにより、撮影及び透視を行う器具。ただし、「撮影用品」に該当するものを除く。		一般	3
	診断用エックス線関連装置	エックス線撮影の補助、現像等のための装置。		一般	3
	診断用画像処理装置	透過したエックス線を処理し、画像情報に変換する装置。		一般	3
	放射性物質診療用器具	放射性物質を用いて診療を行うための器具		管理	2
放射線障害防護用器具	放射線障害防護用具	患者、術者、その他の人員の身体を放射線被ばくから防護するための器具のうち、「放射線障害防護用品」以外のもの。		一般	3
	放射線障害防護用品	患者、術者、その他の人員の身体を放射線被ばくから防護するための器具のうち、人体に直接装着して使用するもの。		一般	3
理学診療用器具	圧縮波治療器	圧縮した空気を衝撃波として対象に当てることにより治療する装置。		管理	2
	結石破砕装置	結石を粉砕するための装置。		管理	2
	超音波治療器	超音波を発生させ、治療するための装置。		管理	2
	電位治療器	数百から数万ボルトの交流電圧又は数百から千ボルト程度の直流電圧を動物に加えることにより治療する装置。		管理	2
	鍼電極低周波治療器	鍼治療を目的とした電気刺激装置。		管理	2
	卵管疎通検査用通気器	卵管の開口を保つためガス又は液体(卵管疎通色素検査用色素)を送入する装置。		管理	2
	レーザー治療器	ガス又は半導体に由来するレーザーを対象に当てることにより治療する装置。		管理	2
	その他の理学診療用器具	管理医療機器相当の理学診療に用いる器具のうち、「圧縮波治療器」、「結石破砕装置」、「超音波治療器」、「電位治療器」、「鍼電極低周波治療器」、「卵管疎通検査用通気器」及び「レーザー治療器」以外のもの。		管理	2
	胃内留置用磁石及び胃内金属異物除去器	胃内に留置する磁石及び胃内の金属の除去を目的とする器具。		一般	3
	温熱用バック	加熱媒体の入ったバックを加熱装置で加熱したものを患部に当てることにより温熱治療を目的とした器具。冷却装置で冷却することにより冷熱を供給する機能も併せ持つ器具を含む。		一般	3
	金属異物探知器	動物体内の金属異物を検出する器具。		一般	3
	赤外線治療器	疾病の治療を目的とした赤外線を発する機器。		一般	3
超音波画像診断装置	超音波画像診断装置	1 体内の形状、性状又は動態を可視化し、画像化するための超音波を発する装置及びその構成品 2 各臓器の硬さに関する情報を提供するための超音波を発する装置及びその構成品		一般	3

聴診器	聴診器	心音、肺音等の体音を聴くために用いる聴取装置。		一般	3
打診器	打診器	反射の検査を目的として身体に力を伝達するために用いる器具。		一般	3
舌圧子	舌圧子	舌を移動させ、周辺の臓器及び組織の検査を容易にするために用いる器具。		一般	3
体温計	体温計	体温を測定するための測定装置。		一般	3
血液検査用器具	血液凝固分析装置	フィブリノーゲン、フィブリン、血小板等の止血(出血の抑制)に関連する成分の定性及び定量並びに止血時間の計測を行う自動又は半自動の装置。		一般	3
	血液像自動分析装置	血球の分類(赤血球、白血球、血小板等の別)及び特徴(血球小赤血球、大赤血球等の別)を同定する自動又は半自動の装置。		一般	3
	血球計数装置	血球(赤血球、白血球、血小板等)を定量する自動又は半自動の装置。		一般	3
	電解質分析装置	血液中の電解質の同定又は濃度の測定ををする自動又は半自動の装置。汎用分析装置に組み込まれたものと及び独立したものを含む。		一般	3
	免疫反応測定装置	血液を検体とし、免疫反応により生成された免疫複合体を分析することにより物質の同定又は濃度の測定ををする自動又は半自動の装置。		一般	3
	臨床化学分析装置	血液中の電解質以外の化学物質の同定又は濃度の測定ををする自動又は半自動の装置であって、「免疫反応測定装置」以外のもの。		一般	3
	その他の血液検査用器具	「血液凝固分析装置」、「血液像自動分析装置」、「血球計数装置」、「電解質分析装置」、「免疫反応測定装置」及び「臨床化学分析装置」以外の血液検査に用いる器具。		一般	3
血圧検査又は脈波検査用器具	血圧検査又は脈波検査用器具	血圧又は脈波を計測し、解析する装置。		一般	3
尿検査又は糞便検査用器具	尿化学分析装置	尿中の化学物質を同定し、又はその濃度を測定する自動又は半自動の装置。		一般	3
	糞便中寄生虫卵検査用器具	糞便中の寄生虫卵を検査するための器具。		一般	3
	その他の尿検査又は糞便検査用器具	「尿化学分析装置」及び「糞便中寄生虫卵検査用器具」以外の尿又は糞便の検査に用いる装置又は器具。		一般	3
体液検査用器具	乳汁検査用器具	乳汁の検査に用いる器具。		一般	3
	精子・精液分析装置	採取又は希釈した精液中の精子の濃度、形態及び運動能を分析する装置。		一般	3
	その他の体液検査用器具	血液、尿、乳汁、精子及び精液以外の体液の検査に用いる器具。		一般	3
内臓機能検査用器具	MR装置	磁気共鳴画像を得るための装置。		管理	2
	血液ガス分析装置	血液中のガスを同定し、又は定量する自動又は半自動の装置。		一般	3
	心音計	心音を記録する装置。		管理	2
	その他の内臓機能検査用器具	内臓の機能を検査するための装置又は器具であって、「MR装置」及び「心音計」以外の管理医療機器相当の理学診療用器具。		管理	2
	心電計	心電図を得るための装置。		一般	3
	多項目モニタ	心電図、血圧、体温、心拍出量、呼吸ガス等のパラメータを収集し、画面上に表示する装置。		一般	3
	パルスオキシメータ	動脈血酸素飽和度を測定する装置。		一般	3
検眼用器具	眼撮影装置	眼球及びその付属器官を撮影し、観察、診断のための画像情報を提供する装置。		一般	3
	その他の検眼用器具	眼球及びその付属器官の観察、診断のために用いる情報を撮影以外の方法で提供する装置。		一般	3
聴力検査用器具	聴力検査用器具	聴力を検査するための装置。		一般	3
知覚検査又は運動機能検査用器具	知覚検査又は運動機能検査用器具	知覚及び運動機能を検査するための器具。		一般	3
医療用鏡	顕微鏡	治療、診断、検査等に用いる顕微鏡。		一般	3
	硬性内視鏡	硬性の内視鏡。		一般	3
	歯鏡	口腔内の治療、診断、検査等に用いる鏡及び圧排を行う歯科用器具。		一般	3
	軟性内視鏡	軟性の内視鏡。		一般	3
	ビデオ軟性内視鏡	固体撮像素子を備えたビデオスコープを搭載した軟性の内視鏡。		一般	3
	その他の医療用鏡	治療、診断、検査等に用いる鏡及びその構成品であって、「顕微鏡」、「硬性内視鏡」、「歯鏡」、「軟性内視鏡」及び「ビデオ軟性内視鏡」以外のもの。		一般	3
医療用遠心ちんでん器	医療用遠心ちんでん器	遠心力を応用して成分を分離するための機器。		一般	3
医療用ミクロトーム	医療用ミクロトーム	組織切片の作成に使用する装置及び刃。		一般	3
医療用定温器	受精卵培養装置	受精卵の培養の際に使用する温度を制御する機能を備えた装置。		一般	3
	その他の医療用定温器	受精卵の培養以外の目的で使用する温度を制御する機能を備えた装置。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない精液保存器、精液輸送器は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
電気手術器	電気手術器	高周波電流を用い、生体組織の切開又は凝固を行うための手術器具。		管理	2
結紮器及び縫合器	持針器	縫合時に縫合針を把持するための手術器具。		一般	3
	自動縫合器及び自動吻合器	縫合及び吻合を自動で行う器具。		一般	3
	縫合針	縫合糸の組織への挿入、抜糸のために用いる針。		一般	3
	その他の結紮器及び縫合器	結紮及び縫合の目的で使用する器具のうち、「持針器」、「自動縫合器及び自動吻合器」及び「縫合針」以外のもの。		一般	3
医療用焼灼器	電気焼灼器	電気で加熱されるプロープ又は刃を利用して、熱により組織の切断、凝固等を行う装置。ただし、動物の身体に電流を流すものは含まない。		一般	3
	レーザー焼灼器	レーザーを発生させ熱により組織の切断、凝固等を行うための装置。		一般	3
	その他の医療用焼灼器	熱により組織の切断、凝固等を行う装置のうち、「電気焼灼器」及び「レーザー焼灼器」以外のもの。		一般	3
医療用吸引器	医療用吸引器	液体又は粒状の物質の吸引等による治療に用いる装置及びその付属品(チップ等)		一般	3
気胸器及び気腹器	気胸器及び気腹器	腹腔等の圧力を調整するための機能を備えた装置。		一般	3
医療用刀	医療用刀	手術等に用いる刀。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない蹄刀は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
医療用はさみ	医療用はさみ	手術等に用いるはさみ。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない毛刈剪刀、爪切鉋は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
医療用ピンセット	医療用ピンセット	手術等に用いるピンセット。		一般	3
医療用匙	医療用匙	手術等に用いる匙。		一般	3
医療用鉤	医療用鉤	手術等に用いる鉤。		一般	3
医療用鉗子	医療用鉗子	手術等に用いる鉗子。		一般	3
医療用のこぎり	医療用のこぎり	手術等に用いるのこぎり。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない蹄鉋は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
医療用のみ	医療用のみ	手術等に用いるのみ。		一般	3
医療用剥離子	医療用剥離子	手術等に用いる剥離子。		一般	3
医療用つまみ	医療用つまみ	手術等に用いるつまみ。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない削蹄鉋は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
医療用やすり	医療用やすり	手術等に用いるやすり。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない蹄鉋は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
医療用てこ	医療用てこ	手術等に用いるてこ。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない蹄角鉋は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
医療用絞断器	医療用絞断器	手術等に用いる絞断器。		一般	3
注射針及び穿刺針	遠隔注射用注射筒用注射針	離れた位置から注射することを目的とした注射筒に接続する針。		管理	2
	再使用可能な採血用針	繰り返し使用可能な採血用の針。		一般	3
	再使用可能な穿刺針	繰り返し使用可能な穿刺針。		一般	3
	再使用可能な注射用針	繰り返し使用可能な注射用の針。		一般	3
	単回使用採血用針	1回限りで使い切る滅菌された採血用の針。		一般	3
	単回使用穿刺針	1回限りで使い切る滅菌された穿刺針。		一般	3
	単回使用注射用針	1回限りで使い切る滅菌された注射用の針。		一般	3
注射筒	連続注射器用注射針	連続注射器用の注射針。		一般	3
	遠隔注射用注射筒	離れた位置から注射することを目的とした注射筒。		管理	2
	自動連続注射器	規定量を連続して自動で対象動物に投与することのできる注射器。		管理	2
	針なし注射器	圧縮空気等により針を用いずに注射する注射器。		管理	2
	ガラス注射筒	ガラス製の注射筒。		一般	3
	金属注射器	金属製の注射筒。		一般	3
	単回使用注射筒	1回限りで使い切る注射筒のうち、「ガラス注射筒」及び「金属注射器」以外のもの。		一般	3
医療用穿刺器、穿刺器及び穿孔器	再使用可能な樹脂製注射筒	繰り返し使用可能な樹脂製の注射筒。		一般	3
	連続注射器	規定量を連続して手で対象動物に投与することのできる注射器。		一般	3
医療用穿刺器、穿刺器及び穿孔器	医療用穿刺器、穿刺器及び穿孔器	動物の身体へ穿刺、穿孔又は穿孔を行うための器具。		一般	3

開創又は開孔用器具	開創又は開孔用器具	切開部位、手術部位等を開き、診療を可能にするための器具。		一般	3
医療用尿管及び体液誘導管	単回使用吸引嘴管並びに体内留置用チューブ及びカテーテル	1 1回限りで使い切る嘴管 2 体内に留置し、吸引、排液、排気、洗浄、異物除去等の目的に使用する単回使用のチューブ及びカテーテルであって、「単回使用血管用チューブ及びカテーテル」、「単回使用呼吸器用チューブ及びカテーテル」、「単回使用消化器用チューブ及びカテーテル」、「単回使用泌尿器用チューブ及びカテーテル」及び「導尿管」以外のもの(体内に留置しない用途を併せ持つものを含む。)		一般	3
	単回使用血管用チューブ及びカテーテル	血管のみの用に供する、1回限りで使い切るチューブ及びカテーテル。		一般	3
	単回使用呼吸器用チューブ及びカテーテル	呼吸器のみの用に供する、1回限りで使い切るチューブ及びカテーテル。		一般	3
	単回使用消化器用チューブ及びカテーテル	消化器のみの用に供する、1回限りで使い切るチューブ及びカテーテル。		一般	3
	単回使用泌尿器用チューブ及びカテーテル	泌尿器のみの用に供する、1回限りで使い切るチューブ及びカテーテル。		一般	3
	導尿管	乳房に挿入して導乳を促す管。		一般	3
	その他の医療用尿管及び体液誘導管	医療用尿管及び体液誘導管であって、「単回使用吸引嘴管並びに体内留置用チューブ及びカテーテル」、「単回使用血管用チューブ及びカテーテル」、「単回使用呼吸器用チューブ及びカテーテル」、「単回使用消化器用チューブ及びカテーテル」、「単回使用泌尿器用チューブ及びカテーテル」及び「導尿管」以外のもの。		一般	3
医療用拡張器	医療用拡張器	開口部、管、血管等を拡張するために用いる器具。		一般	3
医療用消息子	医療用消息子	洞、瘻、創部、管腔等の空溜を探索するために用いる器具。		一般	3
医療用捲綿子	医療用捲綿子	身体の一部及び体内で薬剤を塗布すること、治療を適用すること、検査のための試料を採取すること、又は体内に装着した機械器具の清掃を体組織に触れうる方法で行うことを目的とした器具。		一般	3
医療用洗浄器	イルリガートル	洗浄をおこなうための薬液を入れる容器。		一般	3
	膣及び子宮洗浄器	膣及び子宮の洗浄に用いる器具。		一般	3
	乳房洗浄器	乳房の洗浄に用いる器具。		一般	3
	鼻用洗浄器	鼻の洗浄に用いる器具。		一般	3
	包皮内洗浄器	包皮の洗浄に用いる器具。		一般	3
	その他の医療用洗浄器	その他の部位の洗浄に用いる器具。		一般	3
	採血又は輸血用器具	1 血液及び血液成分の採取、分離、保存、処理、輸送又は投与をするためのバッグ(血液保存液を除く。) 2 血液及び血液成分を分離するフィルタ		管理	2
検査用採血器具	検査用採血器具	検査に供するために使用する採血用器具。		一般	3
種痘用器具	種痘用器具	種痘予防液を接種するために用いる器具。		一般	3
整形用機械器具	骨接合用又は骨手術用機械器具	骨接合手術における切削、切除、切断、穿孔等に用いる器具。		一般	3
	その他の整形用機械器具	整形用に用いる器具であって、「骨接合用又は骨手術用機械器具」以外のもの。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない電動削磨器は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
歯科用ユニット	歯科用ユニット	一般的な歯科処置に必要な器具を組み合わせたもの。		一般	3
歯科用エンジン	歯科用エンジン	歯科用ハンドピースを接続するためのエンジン。		一般	3
歯科用ハンドピース	歯科用ハンドピース	電気駆動により、歯、義歯、人工歯冠等を切削又は研磨するために歯科用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達する器具。		一般	3
歯科用切削器	歯科用切削器	口腔内の清掃及び歯周の治療を目的として、歯の表面から歯石等の沈着物を除去するための器具。		一般	3
歯科用ブローチ	歯科用ブローチ	根管の探索、穴の形成・拡大、抜髄等をおこなうための歯科用器具。		一般	3
歯科用探針	歯科用探針	歯科診療で触診等に用いる手持型の器具。		一般	3
歯科用充填器	歯科用充填器	歯科用のセメント、表層材料、医薬品等を充てんするための再使用可能な手持器具。		一般	3
歯科用練成器	歯科用練成器	歯科材料を練和し、又は混和する器具。注入機能を併せ持つものを含む。		一般	3
歯科用防湿器	歯科用防湿器	歯科治療中に口腔内で手術野を隔離するために歯牙を覆うシート。		一般	3
印象採得又は咬合採得用器具	印象採得又は咬合採得用器具	印象採得又は咬合採得に用いる器具。		一般	3
歯科用蒸和器及び重合器	歯科用蒸和器及び重合器	レジンを硬化させるための器具。		一般	3
歯科用鋳造器	歯科用鋳造器	歯科用合金等を溶融・鋳造・加工するために用いる器具。		一般	3
視力矯正用眼鏡	視力矯正用眼鏡	眼鏡レンズ1組と眼鏡フレームからなる器具。		一般	3
視力矯正用レンズ	視力矯正用レンズ	視力矯正、角膜等の保護を行う眼科用のレンズ。		一般	3
補聴器	補聴器	聴力を補うための器具。		一般	3
医薬品注入器	医薬品・ワクチン注入器	特定の医薬品等を筋肉内又は皮下に注射するための器具のうち、特殊な機能、性能等を有するものであって、医薬品等と独立して製造販売されるもの。		管理	2
	輸液ポンプ	医薬品等の液体や血液を患者の体内に急速に、持続的に又は間欠的に注入するためのポンプであって、投与速度又は投与量を制御できるもの。輸液以外の機能を併せ持つものにあつては、主たる目的が輸液であるもの。		管理	2
	再使用可能な子宮内薬液注入管	子宮内に液体、医薬品等を注入するための繰り返し使用可能な器具。		一般	3
	単回使用子宮内薬液注入管	子宮内に液体、医薬品等を注入するための1回限りで使い切る器具。		一般	3
	乳房内医薬品注入器	乳房内に医薬品等を注入するための器具。		一般	3
脱疾病治療用器具	脱疾病治療用器具	輸液、点滴、輸血等を行うための留置針、チューブ、チャンバー、ポート等(これらを組み合わせたものを含む。)		一般	3
医療用吸入器	医療用吸入器	脱疫を正常な位置に保持するための器具。		一般	3
バイブレーター	バイブレーター	患者に吸入させるため、エアロゾル化した水又は医薬品を供給する装置をいう。		一般	3
家庭用電気治療器	家庭用電気治療器	マッサージを施す装置。		管理	2
指圧代用器	指圧代用器	微弱な低周波電流や電位を与えること等により治療する機器であって、獣医療従事者以外の者が使用することを意図したものの。		管理	2
はり又はきゅう用器具	はり又はきゅう用器具	指圧を代用する機器又は器具。		一般	3
縫合糸	1 治療効果を促進することを目的として、抹消神経を刺激する細長く先の尖った器具	1 治療効果を促進することを目的として、抹消神経を刺激する細長く先の尖った器具		一般	3
	2 温熱刺激を患部に与えて治療する機器	2 温熱刺激を患部に与えて治療する機器		管理	2
	磁力によって患部を治療する機器又は器具	磁力によって患部を治療する機器又は器具		管理	2
	近視矯正器	近視を矯正するための器具		一般	3
	医療用物質生成器	疾病の診断、治療、予防の用に供される物質を製造する装置。		管理	2
エクス線フィルム	エクス線フィルム	エクス線撮影に用いるフィルム。		一般	3
整形用品	吸収性縫合糸	組織同士の間を縫合若しくは結紮又は組織と医療機器の固定の目的で使用する糸(帯状、管状、ひも状のものを含む。)		管理	2
	非吸収性縫合糸	組織同士の間を縫合若しくは結紮又は組織と医療機器の固定の目的で使用する糸(帯状、管状、ひも状のものを含む。)		一般	3
	手術用手袋及び指サック	手術検査の際に手腕に装着する手袋。		一般	3
	その他の手術用手袋及び指サック	直腸検査以外の目的で手腕に装着する手袋及び指サック。		一般	3
	止血の目的で切開口、皮膚創傷部位又は内部構造に適用する器具であって、生体に吸収させることを意図して製したもの。	止血の目的で切開口、皮膚創傷部位又は内部構造に適用する器具であって、生体に吸収させることを意図して製したもの。		管理	2
整形用品	人工関節、人工骨及び関連製品	関節や骨を置換するために用いる器具及びその関連製品。		管理	2
	創傷被覆・保護材(非吸収性皮膚用創傷被覆・保護材を除く)	創傷面を覆い、又は保護することを目的としたものであって、「非吸収性皮膚用創傷被覆・保護材」以外のもの。		管理	2
	骨接合用品	骨折等の治療のための埋め込んで使用する固定器具。		管理	2
	医療用スポンジ	動物の身体への薬剤の塗布又は液の除去のために用いるスポンジ等の高分子材料。		一般	3
	眼科用薬内リング	毛様小体が弱いが存在しない場合に垂脱日水晶体蓋の機械的安全性を強化するために用いる環状バンドをいう。水晶体蓋に埋め込み、張力を生じさせて水晶体囊を伸ばしておく。		一般	3
整形用品	ギプス包帯	骨折、疾患のある関節又は疼痛のある捻挫を固定するために、固い被覆保護材を構成するプラスチック、ガラス繊維、石膏等。		一般	3
	髄内ピン	骨髄腔内に挿入し骨折を固定する器具。		一般	3
	単回使用汎用サージカドレーブ	以下の目的で、1回限りで使い切る不織布。 ・ 手術室、カテーテル処置室等における器具、テーブル等の汚染の防止 ・ 切開部位、術野等の隔離 ・ 手術中の熱、炎その他形態のエネルギーからの患者の保護		一般	3
	非吸収性皮膚用創傷被覆・保護材	創傷面を覆い、又は保護することを目的としたものであって、生体に吸収されない素材を含むもの。		一般	3
	副木	損傷した身体部位を固定するために用いる器具。		一般	3

視力表及び色盲検査表	視力表及び色盲検査表	1 視力検査に用いる機器及び器具 2 色覚検査に用いる機器及び器具		一般	3
疾病診断用プログラム	画像診断支援プログラム	得られた画像情報をさらに処理して診断等のために使用する医療機器プログラム。当該プログラムを記録した記録媒体を含む場合もある。		管理	2
悪癖矯正用器具	除角器	除角に用いる器具。		一般	3
	その他の悪癖矯正用器具	人又は動物にとって不都合な動物の癖を予防し、又は矯正する器具。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない 断嘴器は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
搾子	搾子	断耳等のために当該部位を挟み、固定するための器具		一般	3
受精卵移植用器具	受精卵採取用器具	受精卵を採取するための器具。		一般	3
	受精卵注入用器具	受精卵を子宮内に注入するための器具。		一般	3
	その他の受精卵移植用器具	受精卵の移植に用いる器具であって、「受精卵採取用器具」及び「受精卵注入用器具」以外のもの。		一般	3
				一般	3
人工授精用器具	精液管	精液を保存するために充てんする管。		一般	3
	精液採取用器具	精液を採取するための器具。		一般	3
	精液注入用器具	精液を子宮内に注入するための器具。		一般	3
	その他の人工授精用器具	人工授精に用いる器具であって、「精液管」、「精液採取用器具」及び「精液注入用器具」以外のもの。		一般	3
製品蹄鉄及び蹄釘	製品蹄鉄及び蹄釘	蹄鉄及び蹄釘	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない 蹄鉄、蹄釘は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
投薬器	丸剤投薬器	固形の医薬品を動物に経口投与するための器具。		一般	3
	食道推送器	食道内の医薬品を胃に押し込むための器具。		一般	3
	水剤経口投薬器	液状の医薬品を動物に経口投与するための器具。		一般	3
	その他の投薬器	経口的に医薬品を投与するための器具のうち、「丸剤投薬器」、「食道推送器」及び「水剤経口投薬器」以外のもの。		一般	3
乳房送風器	乳房送風器	疾病の診断、治療又は予防を目的として乳房に風を送るための器具。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない 乳房送風器、乳房送風管は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3
妊娠診断用器具	妊娠診断用器具	妊娠の診断を行うための機器又は器具。		一般	3
標識用器具	標識用器具	動物の個体を識別するために動物の体内に埋め込む器具。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない 耳標、耳標装着器、耳刻器、入れ墨器、烙印器、脚環、鼻孔穿孔器は動物用医療機器へ該当せず。	管理	2
保定用器具	保定用器具	疾病の診断、治療又は予防を目的として保定又は分娩の補助のための器具。	疾病の診断、治療若しくは予防の標榜を行わない 診療用保定枠、吊起器、足かせ、後脚保定器、鼻捻子、鼻挟子、牛用鼻鉗子、鼻環、豚保定器、保定袋、産科縄、平打縄、助産器は動物用医療機器へ該当せず。	一般	3

(注1) 高度管理:高度管理医療機器
管理:管理医療機器
一般:一般医療機器

(注2)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項までの規定により農林水産大臣が指定する、高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成16年12月24日農林水産省告示第2217号)の別表1～3